



第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

この計画は介護・福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、福祉課が中心となって関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉の分野に限らず幅広い視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケア[☆]の体制の構築を図るため、医療関係団体及び社会福祉協議会など関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び圏域内の市町村などと連携して推進していきます。

(3) 町民と行政の協働による推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、町民一人ひとりがこの計画の推進役となっていていただく必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、各行政区に高齢者保健福祉計画推進員を配置し、地域プランの推進などを通して町民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(4) 計画の周知など

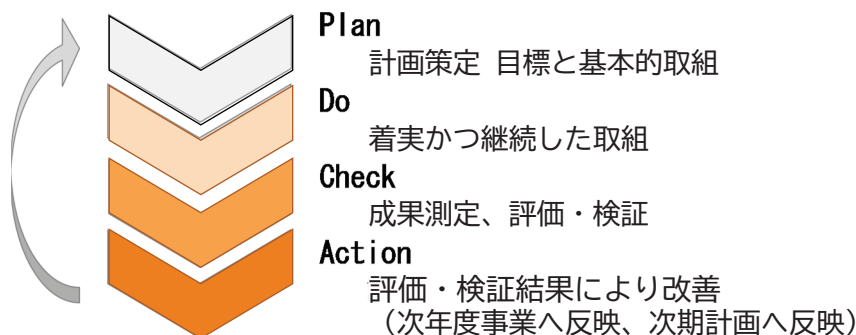
本計画の推進にあたっては、計画をできる限り多くの町民やサービス提供事業所に理解していただくことが重要です。

このため、計画のホームページへの掲載、事業所への計画の配布や説明会などを通じて、本計画の内容などについて積極的に普及啓発を図ります。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

2 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理にあたっては、実施していく中で、評価、検証、見直していくことが重要になります。PDCAサイクルの考えに基づき、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。



(1) 高齢者保健福祉計画策定委員会

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。このため、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会において客観的に進捗状況をチェックするとともに、法改正及び社会情勢などの変化並びに地域ケア推進会議からの提案などに対応して施策などの方向性を検討していきます。

(2) 地域包括ケア推進協議会

高齢者の生活を支える様々な立場の人で構成された、「地域包括ケア推進協議会」を活用し、計画の推進の状況や課題について把握します。また、会議で抽出された課題の解決のための提案を、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会に報告します。

(3) 計画の評価・検証・分析と見直し

介護保険事業計画（沖縄県介護保険広域連合[☆]で策定）及び高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康づくりをはじめ、地域における自立した日常生活の支援、要介護・要支援状態となることの予防、要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止を通じた、高齢者の健康寿命の延伸、さらには、介護給付費の適正化による介護保険制度の持続可能性確保につなげるためのものです。

6年の計画期間のなかで、最新の国の動向や社会情勢の変化も踏まえつつ目指す成果を確実に実現できるよう、定期的に施策の進捗と成果を振り返り、取組の評価・検証・分析・見直しを行っていきます。